

議案第 41 号

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正について

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

岩倉峡公園キャンプ場条例の一部を改正する条例

岩倉峡公園キャンプ場条例（平成 16 年伊賀市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

施設等の名称	利用料金			
	平日		土・日曜日及び休日	
	小・中学生	大人	小・中学生	大人
キャンプ場 入場料				
デイキャンプ昼 （午前10時から午後 4時まで）	1人 210円	1人 410円	1人 260円	1人 510円
デイキャンプ夜 （午後4時30分から 午後9時まで）	1人 210円	1人 410円	1人 260円	1人 510円
宿泊キャンプ	1人 310円	1人 620円	1人 360円	1人 720円
貸付用具				
テント利用料金	1張 310円		1張 510円	
生活炊事道具類	ダッチオーブン	310円		

	金網	100円
	鉄板	100円
	飯盒 ^{ごう}	100円
	なべ	100円
	やかん	100円
	シュラフ	100円
	毛布	100円
	その他一式	別に定める。
	※その他一式は、コップ・包丁・まな板・フォーク・スプーンなど。	
持込料		
テント（タープを含む。）	1張 1,030円	1張 1,540円

備考

- 1 小学校就学前の幼児のキャンプ場利用料金は、徴収しない。
- 2 まき代、シュラフシーツのクリーニング代は、実費相当額を別に徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後における岩倉峡公園キャンプ場の使用を承認された者から徴収する利用料金の額は、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例別表の規定の例によるものとする。